

神代紀の一書とはなにか

— 第九段、皇孫の天降りをめぐる —

榎本福寿

- 一、 小稿のねらい
- 二、 先行研究
- 三、 本伝と二つの一書
- 四、 本伝から一書へ
- 五、 〔書四〕の改変とその意図
- 六、 皇孫をいいかえた天孫
- 七、 皇孫をいいかえた天神の子
- 八、 皇孫の変容
- 九、 皇孫から天孫へ
- 十、 〔書六〕と先行所伝
- 十一、 所伝の差違化
- 十二、 〔書三〕および〔書五〕にみる差違化
- 十三、 『三国志』裴松之注の特質
- 十四、 神代紀のめざした歴史記述

神代紀の各段に付載する「一書」については、それをなせ付載するのか、あるいは本伝とはどのような関係にあるのかといったごく基本的な問題さえ、十分に解明されているとはいいがたいのが実情である。

小稿は、第九段、皇孫の天降りをめぐる所伝をとりあげ、本伝と各「一書」とのたがいに共通する内容や表現を手懸りに、それらの分析、さらに皇孫、天孫、天神の子をめぐる所伝間の変化をあとづけることなどを通して、まずは所伝そのこの関係、本伝および各「一書」のたがいの関係を究明することに努める。そうして所伝のなりたちに、差違化がかかわっていることを明らかにした上で、それと、『三国志』裴松之注との関連をさぐる。

この一連の作業をふまえ、歴史を多面的、多角的につむぎだすところに神代紀が「一書」に託したねらいがあるという結論を、小稿の最後にみちびく。

一、小稿のねらい

『日本書紀』の巻一・二は、神代の上・下にあたる。この二巻を、ここでは便宜にしたがい神代紀と略称するとして、他の巻とのきわだった違いは、各段にいくつもの「一書」をかかえている点である。「一書」はいわば異伝であり、その本伝にあたる文章に対する呼称は、「本文」「本書」「正文」などのように区々である。どの呼称でもさしつかえないが、これもまことに便宜的ながら、ここでは本伝の呼称をつかうとして、この本伝と「一書」とをもつて各段がなりたつ点に、神代紀の特徴がある。

さて、しかし本伝とはいいながら、その名にふさわしい内実をもっていることを必ずしも意味するものではない。本伝だけを、段をおつて順につなげていっても、矛盾やソゴをきたす。このことをめぐっては、「すでに諸先達によって再三指摘されて来ていることではあるが」と付記する太田善麿氏の次のような指摘（「第四章 日本書紀神代巻の一考察」『古代日本文芸思潮論（Ⅲ）』174頁）がある。

神代紀の実態は、章（段にあたる——榎本補筆）を通して見た場合の無一貫性がまぎれもない事実としてあがって来ると同時に、各章を単位として見た本書の本文においても、意識的な本文の確定がこころみられた

とするに相應しない諸種の徴候を見出さねばならぬのである。

太田氏のこの指摘は、ただに本伝間が一貫性を欠くだけでなく、本伝じたい本伝としての実質をそなえていたことを疑わせる一方、そのことともない、本伝と異伝とが、それぞれそれらしくあるというより、いわばたがいをへだてる垣根がひくく、むしろ深いかわりにあったことを示唆する。そのかわりを、「海宮遊行章」にそくして、たがいの本文をつきあわせたいうで、「ここに対照された本書と諸一書との関係からすれば、四つの一書をもととして適宜に取捨編成すれば、本書を組み立てることは決して困難ではなかったであろうと思われる」（前掲書188頁）と太田氏は説く。ここではいかにも慎重ではあるけれども、のちには、たとえば「前に見て来た本章の本書と諸一書との文章の対比の実情から推せば、この本書は諸一書があつてはじめて成立し得たものであるとしても無謀とは言えないであろう」（同218頁）というように諸一書をもとに本伝が成立したことを明言する^{（注2）}。

はたしてそれが妥当なのか、「本書と諸一書との文章の対比」あるいは「ここに対照された本書と諸一書との関係」といったかぎりでは、本文をつきあわせているだけだから、説得力には乏しい。表現があい通じるといっただそ

れだけでは、たがいの関係、とりわけ一方をもとに他方がなりたつという関係を認定する決め手とはなりえない。しかしそうして本伝と各一書とが同じ表現を共有するというかぎりは、まぎれもない事実である。そこが、だから足がかりとなるはずだが、さりながら、本文のただのつきあわせだけでは決して十分とは言えない。本文の徹底したよみと、それにもとづく可能なかぎり詳細な分析にとめながら、この作業をとおして、まずは、本伝と各一書との関係、さらには各一書間のかかわり等を実態にそくしてみきわめることをめざす。もとより、所伝のなりたちの問題にも、それは関連する。その解明とあわせて、本伝に一書を付載するかたちをとる神代史の、歴史記述としてのその内実を明らかにすることが、小稿のねらいである。なお、以下には、便宜にしたがい、本伝は〔本伝〕、一書については第一以下〔書一〕〔書二〕などの略称をもって表示する。

二、先行研究

小稿がとりあげる対象は、いわゆる天孫降臨をめぐる第九段である。太田氏が、各一書をもとに〔本伝〕がなりたつとみなす第十段にくらべ、一書の数は倍の八条にのぼる。実質的には、そのなかの五条ほどがとりあげる主な対象となるのだが、降臨後をつたえる一条をのぞく四条、すな

わち〔書一〕〔書二〕〔書四〕〔書六〕と〔本伝〕、それに『古事記』の当該条の所伝を加えた都合六つの所伝について、発展段階といった観点から分類した論考（天孫降臨の物語）『日本神話論』125頁）が、三品彰英氏にある。まずは、その結果を次にしめしてみる。

第一段階 原始神話——『書紀』本文、同第六ノ一書

第二段階 儀礼神話——『書紀』第四ノ一書、同第二ノ一書

第三段階 政治神話——『古事記』『書紀』第一ノ一書

分類は右のようにまことに明快である。疑問の余地など無いかのようだし、げんにこれを支持する論考も、恐らく二三にとどまらない。その一つの荻原千鶴氏の論考（第五章 神を迎える神——降臨神話の周辺——）『日本古代の神話と文学』100頁）には、右の各段階をたどったうえで次のように説く。

諸伝はすでに天皇統治の由来を語る王権へ神話の姿をとってはいる。が、その原初形は穀霊来臨の神話であつたと思われ、原形をなお色濃くとどめたものから諸部神や神器を携え統治の神勅を奉じた壮大な天孫降臨神話へと発展した様相を、三品氏論文はみごとに描き出している。さらに第二段階の（四）（二）につい

て、(四)はむしろ第一段階に近似し、(二)はさまざま
な点で第三段階への方向性を示す過渡的所伝である、
との調整を加えられた金井清一氏の見解も適切なもの
と思われる。

右に引用したなかの(四)・(二)は、それぞれ『書四』
〔書二〕にあたる。三品氏の発展段階説を、萩原氏は「み
ごとに描き出している」というように高く評価する一方、
それに調整を加えた金井清一氏の所説も「適切なもの」と
みる。

三品説の基本となる発展段階説は、かくしていぜん面目
を失ってはいない。そのことは、しかし、説の妥当をいさ
さかも保証しない。内容について問う以前に、論証の手続
きじたいに問題があるのではないか。たとえば「第一段階
原始神話」といった規定に、そうみなす論拠らしい論拠
もなく、結局のところ、「またどの所伝もが持っている普
遍的要素は、この物語の基本的要素であり、時間的には最
も古く位置づけうる」(前掲書125頁)、「基本的要素のみを
もって語っている『書紀』本文・同第六ノ一書は、最も初
期的な所伝と考えたい」(同前127頁)というはなはだ主観
的なものでしかない。つっぱねて言えば、確証を欠いてい
る。「第三段階 政治神話」にしても、その新しいことを
指摘したくだりをしめせば、「なかんずく『書紀』第一ノ

一書の天壤無窮の神勅に至っては最も新しい、おそらくは
『書紀』撰述当時の思想による潤色であろう。また三種の
神器は下文に説くように、呪具として由来するところは古
いが、それに新しい政治的意義を含蓄せしめたのもやはり
このころでなくてはなるまい」(同前126頁)というように
決めてかかっているだけにすぎない。

疑問は、つきない。天壤無窮の神勅を『書紀』撰述当時
の潤色とする点、三種の神器と政治的意義とのかわり、
なかんずく政治的意義のその内実なども、説得力をもつと
はいいがたい。三品氏発展段階説の基盤にあるのが、萩原
氏の論考に指摘のとおり、「原初形は穀霊来臨の神話」と
いう見解であり、それについて、新羅の赫居世の所伝や朝
鮮の伝統行事なども引きあいだして「天降る嬰兒は穀重
的存在にはかならない」(同前129頁「付記」といい、また
『建国神話の諸問題』の「第三節 穀霊と日の神の祭儀」
のなかにそれを詳細に論じているけれども、萩原氏や金井
氏のように評価することには、同調できない。逆に、従来
とは別の観点から検討をくわえる必要を、むしろ痛感する。
どのみち本文のよみが基本でもあり、そこからはじめなけ
ればならないが、手始めに、皇孫の天降りをつたえる一節
をとりあげてみる。

三、本伝と二つの一書

〔本伝〕^(A) 高皇産靈尊、以^(B)真床追衾、覆^(C)於皇孫天津彦彦火瓊杵尊、^(E)使^(D)降之。^(C)皇孫、^(D)乃離^(E)天

磐座、^(E)且排^(F)分天八重雲、^(F)稜威之道別道別而

天^(G)降於日向襲之高千穗峯^(A)矣。(訓注は略、以下同じ)

〔書四〕^(A) 高皇産靈尊、以^(B)真床覆衾、裹^(C)天津彦彦火光彦火瓊瓊杵尊、^(D)則引^(E)開天磐戶、^(E)排^(F)分天八重雲、^(B)以奉^(D)降之。

〔書六〕^(A) 高皇産靈尊、乃用^(B)真床覆衾、裹^(C)皇孫天津彦彦火瓊瓊杵根尊、^(E)而排^(D)披天八重雲、^(B)以奉^(D)降之。

(A) をはじめとする傍線の同じ記号の箇所がたがいにより一致度の高い表現を共有し、全体としても基本的には皇孫の天降りをめぐるほぼ同じかたちから成りたつていていることは、疑いをいれない。本伝と一書とのこうした表現をめぐる関係については、前述のとおり十段の所伝にそくして太田善麿氏がすでに指摘している。「四つの一書をもととして適宜に取捨編成すれば、本書を組み立てることは困難ではなかった」というのがその基本的な見解だけでも、一書から本伝へという流れは、この九段でも想定できない。

たとえば所伝全体の構成にまずは着目してみるに、記号だけをひきうつすと、次のとおり。

〔本伝〕 A・B・C・D・E・F・G

〔書四〕 A D・E・B

〔書六〕 A E・B

表現の異なりは、それはそれで重要な手懸りだから、なおざりにするのではなく、必要に応じて言及するとして、右のように記号におきかえてとりわけ顕著なあらわれが、構成要素の通減化の傾向である。偶然では恐らくない。〔本伝〕が(A)と(C)以下とにそれぞれ別の主語をたてているのに対して、二つの一書ともに、主語は(A)に一つしかない。いいかえれば、全体を、高皇産靈尊を主語とする一つの文に統合している。この一文化と構成要素の少数化とが連動していることは、推測にかたくない。

もっとも、一文化、少数化の規定は、〔本伝〕を基にこれとの比較のうえでのことだから、基点を一書にかえれば、たちまち規定を逆転しなければならない。問題は、しかし規定することそれじたいではなく、そうした規定がかりにも可能な傾向をみせる関係をどうとらえるかにある。内容や表現の重なり度合の大きさ、わけても要素ごとに、たとえば(E)なら(E)が、(A)ならその内部の要素が、〔本伝〕と各一書とでまったく同じ部分として位置する事

実は、原拠を共にするか、もしくは一方をもとに他が成りたつかのいずれかを、蓋然性の高いものとしてまずは示唆するであろう。そしてそのどちらかを見きわめるうえに重要な手懸りとなるのが、ほかならぬ表現の異なりである。

まず(A)では、「本伝」の「以真床追衾、覆」に對して、一書はともに「以真床覆衾裹」とする。しかもその一書の例の表記のほうを、神代紀第十段の「書四」が二例つたえている。

○ 於内床則寬坐於真床覆衾之上。

○ 遂以真床覆衾及草、裹其兒、置之波激、即入海去矣。

「真床追衾」が初出例で、以下には全て「真床覆衾」の表記が一貫している。同じものをあらわしているはずだから、もちろん「追」はオフ(覆)の借訓(新編日本古典文学全集「日本書紀」①の当該頭注)とみるほかに、漢文文学のなかに借訓字をつかうことじたい、特別な用字だったに違いない。たまたま初出例にそれをつかったとも、かんがえがたい。そうして意図によるとすれば、「追」が和訓「オフ」において定着していたことを、語形の明示を優先させたのであろう。語義の表示を犠牲にしたとはいえず、「以真床追衾覆」というようにそれを「覆」が直ちにうけるつながりが、「オフ」が「覆」の語義をあらわす

担保の役割をはたしてはいたのではないか。逆に、初出例を「真床覆衾」とすれば、語義表示の直接性を獲得することとひきかえに、「オホフ」と誤読される危険が増大する。^(注)

しかも第二例以下のいずれかに、「覆」にかえて「追」をつかったとすると、「オホフ」とは別に新たに「オフ」と訓む例が出現したと誤解する虞れさえある。音仮名表記でも採用しないかぎり、そうした誤読あるいは誤解をふせぐには、「追」の使用以外にはない、少くともそれが必然の選択であったはずである。

そうした初出例が敷いたレールにのって、すなわち「マトコオフスマ」という訓みの確保を前提にして、だから安んじて語義表示の直接性を表記に実現したのが、ほかならぬ「真床覆衾」だったに相違ない。そうである以上、「真床追衾」をふまえ、「追」を「覆」にかえてそれは成りたつ。そのほかの可能性、かりにたとえばなんら前提もない、あるいはまったくの単独・孤立した例を想定してみただけの場合、突然出現したその「真床覆衾」を、排他的に「マトコオフスマ」と訓むことなどほとんど望みえない。その点、やはり「追」から「覆」への意図的な変更とみるのが自然であるが、このことは、所伝そうごの関係にそのままなるであろう。すなわち、「本伝」をふまえ、それに改変を加えて一書はなりたつということである。そのこと

の裏づけとなる有力な例が、実は、さきに記号をもつてしめした所伝の構成である。

四、本伝から一書へ

ここであらためて所伝の構成をみるに、「本伝」が高皇産靈尊と皇孫とをそれぞれ主語とする二つの文から成りたつものに対して、一書はともに一つの文からなり、高皇産靈尊がその主語である。構成要素の多寡に違いがあるという以上に、内容それじたいが大きく異なる。さきの引用文にそくしていえば、(A)「高皇産靈尊、以_二真床追衾_一、覆_二於皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊_一」(本伝)にかぎっては大差がない。問題は、そのあとである。「本伝」では「使_レ降_之」と続き、高皇産靈尊が天降らせたことを伝えたあと、実際の天降り、高皇産靈尊の命によるとはいえ、皇孫みずから主体的かつ独自におこなったことを言う。これに対して、天降りの実際にまで高皇産靈尊が関与したというかたちをとるのが一書である。念のため、次に引用する。

〔書四〕_(D) 則引_二開天磐戸_一、_(E) 排_二分天八重雲_一、_(B) 以_レ奉_レ降_之。

〔書六〕_(E) 而排_二披天八重雲_一、_(B) 以_レ奉_レ降_之。

ここの(B)が「本伝」の同じ(B)の「使_レ降_之」に対応していることは、さきにつきあわせたとおり明らかである。

り、いずれも高皇産靈尊を主語、行為のおよぶ対象を皇孫とする同じ構造からなる。構造上同じである以上、「本伝」において右に引用した(A)を(B)がただちにうけるのと全く同様に、一書もまた、右掲の引用文にそくしていえば、その(B)が、(D)や(E)を、同じ主語のものにうけていることになる。すなわち、(D)の「引_二開天磐戸_一」さらに(E)の「排_二分(披)天八重雲_一」も、高皇産靈尊が、天降りする皇孫のためにおこなったものとみるほかない。皇孫がその主語ではない。

〔本伝〕とは、その時点で決定的に違う。いまその違いに着目してみると、高皇産靈尊を(D)や(E)の主語とすることは、とりもなおさず高皇産靈尊みずから天の八重雲をおし分けて皇孫を天降したことをあらわすのだが、かりにそれで矛盾がないとしても、少くとも、本来のかたちを伝えているとはみなしがたい。現に、「本伝」は、高皇産靈尊を主語とする(A)(B)とは明確に区切り、(C)以下を皇孫の主体的かつ独自の行動とする。そしてそれと全く同じかたちを、「書一」が、ほかならぬ天照大神が天降りるを命じているにもかかわらず、次のように伝えている。

〔書一〕_(C) 皇孫、_(D) 於_レ是_二脱_二離天磐座_一、_(E) 排_二分天八重雲_一、_(F) 稜_レ威_二道別道別而天降_之也。

(C)以下(F)にいたるまで、各要素ごとに「本伝」の

該当する一節と逐一対応するけれども、この(C)に先行するのは「天鈿女、還詣報レ状」という一文であり、(A)ではない。「本伝」とは全く異なる文脈のなかに、(C)以下の右の一節だけが「本伝」と逐一対応する一文として位置している。

いわば、全体としてあい異なる二つが、ごく一部にかぎって対応をもつというのが実態なのだから、その二つが共通の原拠をもつことが対応をもたらししたことではない。一部にかぎり、一方が他方をとりこんだことによるとみるのがむしろ自然のはずだが、もしかりに、「本伝」の一節が、「書四」ないし「書六」の(A)と「書一」の(C)以下とをよせあつめて成りたつものと仮定した場合、「書四」の(A) (D) (E) (B)、あるいは「書六」の(A) (E) (B) というように各要素がたがい類型的に連結している以上、そこから(A)だけをきりはなすことじたい、はたしてありえたのか。たとえありえたとしたところで、こんどは、その(A)と「書一」の(C)以下の一節とは、ただそれだけでは結びつかないといった別の問題が生じる。「本伝」ではその両者を「使レ降之」がつないでいるが、先に仮定したとおり「書四」ないし「書六」の(A)を利用したなら、その(B)の「奉レ降之」にかえてわざわざ新たに「使レ降之」としたその理由をあらため

て問わなければならない。合理的な説明が、それに可能であろうか。^{〔註5〕}

一書の一節をよせあつめて「本伝」の一節が成り立つものと仮定すると、どうしても隘路に入りこまざるをえない。そこで、逆に、「本伝」の一節をもとに一書の一節が成り立つことの可能性をさぐってみるに、このほうがはるかに問題は少ない。たとえば一書がともに「稜威之道別道別」を欠くことについても、高皇産靈尊は天の八重雲をおし分けて皇孫を天降したけれども、関与はそこまでにとどまり、それが天降りきるまでの実態をつたえる描写であることをもって省いたといった解釈が可能であろう。「奉レ降之」に関連する表現上の問題も、「本伝」にもとづくものだとすれば、(A) (F)を縮約するさいの、それにとりもなう改変として処理できる。すなわち、まずは主語二つを一つに統合し、文の構成要素を間引き、そうして「使レ降之」をもとに、一文全体をまとめる結びとしてそれを改めたのが「奉レ降之」である。ただし、「書四」と「書六」とは結果的にその同じかたちをとるとはいえ、そこにいたる過程を恐らく異にする。いま(A) (F)にかぎるとして、結論からいえば、「本伝」の一節をまず改変したのが「書四」であって、「書六」は、その「書四」をひききついでいるはずである。そのことを確かめるためにも、所伝の全体

にまで考察の対象をひろげる必要がある。

五、〔書四〕の改変とその意図

しかし実は、〔本伝〕をもとに〔書四〕がなりたつことを推測させる手懸りが、もう一つある。そこに、また〔書四〕のいわば改変の意図なり方向なりも明らかなので、次にとりあげてみる。前掲〔書四〕の一節の(B)「以奉降之」の直後に位置する次の一節がその例。

〔書四〕^⑧于^レ時、大伴連遠祖天忍日命、帥^レ来自部遠祖、天穗津大来目、背負^二天磐敷、臂著^二稜威高鞞、手握^二天柁弓・天羽羽矢、及副^二持八目鳴鏑、又帶^二頭植劍、而立^二天孫之前^⑨、遊行降来、^⑩到^二於日向襲之高千穗^⑪、穗日^⑫上峯天浮橋、而立^二於浮渚在之平地、膺^二空国、自^二頓丘^⑬、覓^レ国行去、到^二於吾田長屋笠狭之御碕^⑭。

右の一節のなかに、主語は「大伴連遠祖天忍日命」ただ一つしかない。(X)(H)(I)(J)のつながりにも、一見して区切りはみとめがたい。どうみても、一節全体を、一つの主語にそくして、つまりは天忍日命の行為として一貫させているとみるほかない。

それにもかかわらず、実際は、主語を異にする二つの部分からこの一節は成り立っている。すなわち、(H)以下

の主語は、天忍日命ではなく、「天孫」である。「天孫」を主語とすることが自明だから、ことさらそれを表示するまでもなかったということのはずだが、自明とするその理由こそ、「本伝」の一節を基に、いわばそれに依拠してこの一節が成り立っているということにほかならない。〔本伝〕の該当する一節を次に抜き出してみる。

〔本伝〕^⑮既而皇孫遊行之状也者、則^レ自^二穗日^⑯上天天浮橋、立^二於浮渚在平处、而膺^二空之空国、自^二頓丘^⑰、覓^レ国行去、到^二於吾田長屋笠狭之碕矣。

〔本伝〕の前掲一節の最後の一文の「^⑮天^⑰降^⑱於^⑲日向襲之高千穗峯^⑳矣」の直後に、右の一節は位置する。皇孫が高千穗峯に天降ったあと、国覓ぎのはてに吾田長屋笠狭の碕に到るまでを、(H)にいう「遊行之状」として伝える。前掲の一節からの所伝の展開をたどってみると、

(A) (B) 高皇産靈尊、皇孫を天降らせる
(C) (G) 皇孫、日向襲の高千穗峯に天降る
(H) (J) 皇孫、遊行して吾田長屋笠狭の碕に到る

右のように継起的に展開するきわめて整然としたかたちをとる。そうしてまとまりをもつ三つの段階をもって、〔本伝〕は全体を構成している。

これに対して〔書四〕は、そうした構成をとらない。そ

れどころか、天降り先が不明であるうえに、「本伝」と対比していえば、継起的に展開する天降りと遊行との区分さえ明確ではない。それらしいものとして該当するものが、

(H)の「遊行降来」である。さりながら、前述した「本伝」の(B)「使_レ降之」との対応にかんがみて、「書四」の同じ(B)の「奉_レ降之」の段階ではまだ天降つてはいないはずだから、そのあと(X)をはさんでつづく(H)こそが、天降りの実際をあらわすのでなければならぬ。ところが、その天降り_レに先行して、本来の關係としては天降り_レをひきつぐはずの遊行_レについてというのが、すなわち(H)の内実である。

表現がそうして前後ないし混在しているとみるほかない。とつてつけたものというより、さきに指摘した主語をめぐる問題と同じように、「本伝」の該当箇所を借用したことがもたらしたソゴであろう。「本伝」にもとづきながら部分的に改変を加えた結果というのが、この実態であるから、もとより意図による。こころみにその一端についていえば、たとえば天降り_レを「_レ以奉_レ降之」といった表現に集約してしまうが、皇孫の天降り_レに、高皇産靈尊が敬意をもって関与したことをそれはあらわす。皇孫が、高皇産靈尊の命をうけてはいるものの、単独かつ主体的に天降り_レを行ったという「本伝」のかたちを改変したのだが、これと同様、

皇孫単独の遊行を、天忍日命が大来目をひき、武装したうえでその前にたつて導くかたちに改変したのが、先に引用した一節の(X)である。高皇産靈尊の関与といい、天忍日命の先駆といい、皇孫の天降りや遊行に新たに意味を賦与するこころみだつたことは明らかである。その意味については推測の域を出ないけれども、権威あるいは尊厳といったいわば箔をつけることに恐らくかかわる。その点では、たとえば天降り_レをめぐる「本伝」の(D)「離_二天磐座_一」を「書四」が高皇産靈尊の行為として「引_二開天磐戸_一」に改変することと一連のものであろう。「天磐戸」は、かの天石窟にこもつた天照大神(日神)がそこから出るさい開けた「磐戸」に通じる。^(注6)第七段にそれを、「本伝」「細開_二磐戸_一」之、「書二」「日神方開_二磐戸_一」而出焉、「書三」「乃細開_二磐戸_一」而窺之。是時、天手力雄神侍_二磐戸側_一、則引_二開之者_一、日神之光満_二於六合_一」などと伝えている。

六、皇孫をいかけた天孫

こうした改変が、どこまでも火瓊瓊杵尊をめぐって、高皇産靈尊にただ命じられてあるものから、逆にその高い敬意や手厚い保護をうける存在へと高める、いわば地位ないし立場の変更にともなうことは言をまたない。これと照応するという点でもとりわけ注目にあたいするのが、火瓊瓊

杵尊の呼称である。「本伝」が、火瓊瓊杵尊を、皇孫と天孫との二種類の呼称をもつていいかえ、しかも二つを使い分けているのに対して、「書四」は呼称を「天孫」に統一している。「本伝」の使い分けとそれがどうかかわるのか、皇孫や天孫の本質にねざす問題でありながら、従来、ほとんど関心をひくことさえない。一般的には、むしろ皇孫と天孫との違い、あるいはそのそれぞれの意義などの解明に力点をおく傾向が根づよい。

なかでも詳細な論を展開しているのが、神野志隆光氏「天孫」をめぐる（『青木生子博士頌寿記念論集』上代文学の諸相）である。「四 『天孫』と『皇孫』と題する一節のなかに主に「王権」にかかわる分析をみることでできるが、たとえば天孫と皇孫については次のような指摘がある。

「天孫」と呼ばれるのはニニギだけではない。ニニギの子、ホホデミも「天孫」と呼ばれる（第十段、四例）。「孫」は『爾雅義疏』に「按孫亦遠孫之通称」という如く、「天孫」は「天神」の裔たることをいうものだ。——82頁

「皇孫」に即していえば、「皇祖」高皇産靈尊との系譜的関係によってニニギを「孫」というのである。一般的な「天孫」の「孫」とは異なる。——84頁

天孫と皇孫とを、「孫」じたいに意味の違いをみとめ、それに応じて全く異なるものとみなす。そうしてもつぱら異なりを説くだけに終始する。用例の実際のあらわれは、しかしもつと柔軟である。^{（注）}

さて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述だけれども、前掲（A）にあたる一節の「皇孫」に加えた新編日本古典文学全集『日本書紀①』の頭注（一八・119頁）の説明は示唆にとむ。そこに「後文の国覓説話においては、国神が皇孫に対して呼び掛ける場合に『天孫』といっている」とある。基本的にはまさにその通りだが、厳密には、「後文の国覓説話」だけでなく、また「呼び掛ける場合」に限らない。国神を中心とする天神以外のものが、会話文に皇孫をさして天孫というのが一般的形式であり、「本伝」〔書二〕を通してそれは一貫している。念のため実例をもつて示せば、次の通り。

（1）（大己貴神）乃以平_レ国時所_レ杖之広矛_レ授_二神_一曰「吾以_二此矛_一卒有_レ治_レ功。天孫若用_二此矛_一治_レ国者、必当_二平安_一」（本伝）

（2）（鹿葦津姫）而誓之曰「妾所_レ娠、若非_二天孫之胤_一、必当_二燹滅_一。如_二天孫之胤_一、火_レ不能_レ害」（本伝）

（3）故、磐長姫大慙而詛之曰「仮使_二天孫不_レ斥_レ妾而御者、生兒永寿、有_レ如_二磐石之常存_上」（書二）

(4) 是後、神吾田鹿葦津姬見皇孫曰「妾孕天孫之子。不可私以生也。」(中略)而誓之曰「吾所娠、是若他神之子女、必不_レ幸矣。是実天孫之子女、必当_三全生_一」(書二)

こうした用例のかぎり、皇孫に対して敬意をあらわすべく言いかえたものというのが天孫の実態である。皇孫と天孫とは、決して互換的な関係にはない。あくまで皇孫が主であり、それに敬意をあらわす言いかえだから、「天孫」の「天」は、「天神」と同じ冠称だった可能性が高い。「天孫」は「天神」の裔たることをいうものだ(前掲神野志説)、「天神の子孫の意」(前掲新編日本古典文学全集の頭注)といった説は恐らくあたらない。

七、皇孫を言いかえた天神の子

これには、裏づけがある。少しく横道にそれることになるが、実は、九段と十段とをわかつ明確な指標がある。すなわち、九段は「天神之子」を、一方の十段は「天神之孫」をそれぞれ専用しているのである。同じ神、たとえば火火出見尊でも、各段のその専用にとまらわれをみせる。

〔九段・書五〕次避_三火熱_一時、躡誥出尼亦言「吾是天神之子、名彦火火出見尊。吾父及兄等、何処在耶。」

〔十段・書一〕火火出見尊对曰「吾是天神之孫也」。乃遂言_三来意_一。

十段には、火火出見尊を「天神之孫」という例が(書二)〔書三〕(書四)などにある。これとは逆に、火火出見尊にあてる例はもとより、そもそも「天神之子」の例じたい、十段には一切ない。まさにそれは九段の専用語であつて、皇孫を言いかえた例もある。

天鈿女復問曰「汝何処到耶、皇孫何処到耶」。对曰「天神之子、则当_レ到_三筑紫日向高千穗触之峯_一。吾则应_レ到_三伊勢之狭長田五十鈴川上_一」。(書一)

この一節は、皇孫が天降りのさい通過する「天八達之衝」にいる衝神、猿田彦大神と、この神に対処すべく遣わされた天鈿女との問答を伝えたくだりの一部であり、その問答の始めに、

是時、衝神問曰「天鈿女、汝為_レ之、何故耶」。对曰「天照大神之所_レ幸道路、有如_レ此居之者」。誰也、敢問_レ之。衝神对曰「聞_三天照大神之子、今当_三降行_一。故奉_レ迎相待。吾名、是猿田彦大神」。

右のように皇孫を「天照大神之子」と言い、それを言い換えたのが、先の一節の「天神之子」である。

皇孫は、九段ではかくてまきれようもなく「天神之子」にほかならない。ただ、その「天神之子」の内実となると、

そう単純ではない。右の例では、たしかに「天照大神之子」だけれども、前掲〔九段・書五〕の一節の「天神之子」の場合、当人は彦火火出見尊だから、通常の父子関係をもって言えば、瓊瓊杵尊の子となる。ところが同じ〔九段・書五〕は、彦火火出見尊らに先だち、「天孫幸大山祇神之女子、吾田鹿葦津姬、則一夜有身。遂生四子」というように四子をもうけたことを冒頭に伝える。この四子を生んだ当の鹿葦津姬の「抱子而来進曰、天神之子、寧可私養乎。故、告状知聞」という知らせを聞いた天孫、すなわち瓊瓊杵尊はこれを疑い、嘲けるが、その理由

について「何則、雖復天神之子、豈能一夜之間使人有身者哉、固非我子矣」という。この記述がくだんの〔書五〕冒頭の前掲一節に対応することは明らかだから、「天神之子」とは、天孫みずからを言う。また一方、その天孫の子の彦火火出見尊ら四子も、「天神之子」にあたる。

これを要するに、皇孫ないし天孫じしんはもとより、その所生の子まで、いずれも「天神之子」なのだが、これには顕著な傾向が伴う。該当する用例のどれもが会話文中にあり、皇孫ないし天孫がみずからを国神に対して称するか、もしくは国神のがわから皇孫ないし天孫を称するかのいずれかの呼称として使うというのがそれである。九段を通して、その使い方を一貫させている。

しかしながら、九段の〔本伝〕のはじめからその使い方が固定していたわけではない。問題は、その使い方に移行したそのはじまりおよび理由である。各一書の所伝そうこの関係が、そこに深くかわる。そこで、まずは〔本伝〕の関連する所伝を次に抜きだしてみる。

時彼国有美人。名曰鹿葦津姬。皇孫問此美人曰「汝誰之子耶」。对曰「妾、是天神娶大山祇神所生兒也」。皇孫因而幸之。即一夜有娠。皇孫未信之曰「雖復天神、何能一夜之間令人有娠乎。汝所懷者、必非我子歟」。

論点をしばらくこむ必要から、傍線部に焦点をあてるとして、一夜で妊娠したことに疑いを持ち、鹿葦津姬が懐妊した子をわが子ではないと主張する皇孫の不信の言葉を伝える。このなかの「天神」については、字面を追うかぎり、直前の、鹿葦津姬がみずからの出生を言うなかの父である「天神」をさすものとみるのが、恐らく順当な見方ではないか。実際には、つまりは一夜孕みの事実にくしくした展開のうえで、妊娠をさせた当の皇孫が、特別な身分にあることをいわずに笠(かさ)に（本）着て、みずからをそう称したものが内実である。一夜孕みをめぐる〔書五〕の一節には「我知本是吾兒。但一夜而有身、慮有疑者、欲使衆人皆知是吾兒、并亦天神能令一夜有娠」という天孫

みずから「天神」と明確に称した例がある。

その〔書五〕の例はさておき、〔本伝〕のあの傍線部に
かよう一節を、〔書二〕〔書五〕も伝えているが、そのなか
では、〔本伝〕の「天神」にあたるのが「天神之子」であ
る。次にその一節をしめす。

〔書二〕皇孫曰「雖復天神之子、如何一夜使_レ人娠乎。
抑非_レ吾之兒歟」。

〔書五〕天孫曰「心疑之矣。故嘲之。何則、雖復天神
之子、豈能一夜之間使_レ人有_レ身者哉、固非_レ我子
矣」。

一夜孕みをめぐる所伝の基本のかたちを、ともにふみはず
しているわけではない。しかもともに「天神之子」として
いるのだから、もとより偶然の一致ではなく、それをその
ようにした理由なり事情なりも、所伝の内部には恐らく求
めがたい。

そして外に求めるとして、もつとも有力な候補が、〔本
伝〕と〔書二・五〕との間に介在する〔書一〕である。す
なわち、〔書一〕が伝える「天神」「天神之子」の例は、
〔本伝〕のそれとは違う一方、〔書二・五〕に通じるから
である。たとえば「天神」をみるに、〔書一〕には、「天照
大神勅_レ天稚彦_レ曰〔中略〕。乃賜_レ天鹿兒弓及天真鹿兒矢_レ
遣之」に対応する次のような例がある。

天稚彦乃取_レ天神所_レ賜天鹿兒弓・天真鹿兒矢、便射_レ
之。則矢達_レ雉胸、遂至_レ天神所_レ処。時、天神見_レ其
矢曰「此、昔我賜_レ天稚彦_レ之矢也。（以下略）」。

この「天神」は、対応上、明らかに天照大神をさす。これ
以降の例も、やはり天照大神を言いかえるかたちをとる。

「天神之子」も、実は、先に引用したそれを伝える一節の
とおり（27頁・下段）、天照大神を言いかえたのが「天神」
であり、当然のことながらその子をさす。^{注60}

皇孫を、〔書一〕がこの「天神之子」をもつて言いかえ
たことをひきついだが、すなわち〔書二・五〕なのでは
ないか。「天神之子」は、上述のとおり九段に固有であり、
会話文にその使用をきびしく限定するなどの特徴をもつ。

この九段の初出例こそ〔書一〕の例だから、その使用を一
貫して踏襲していたものとみることできる。また一方、
一夜孕みの一節にそくしていえば、〔本伝〕の「天神」を

「天神之子」に変更したことになるが、「天神」じたいに
その理由がある。すなわち、〔本伝〕では、「天神」を、国
譲りをめぐるくだりの「今天神有_レ此借聞之勅」という高
皇産靈尊をさす例をはじめ、さきの鹿葦津姫の出生にかか
わる「妾、是天神娶_レ大山祇神所_レ生兒」という特定神と
の対応を欠く例、そして一夜孕みをめぐる前掲の「雖復
天神、何能_レ一夜之間令_レ人有_レ娠乎」という皇孫じしんを

さす例などに使う。「天神」には、こうした不確定性、悪くいえばうさんくさがつきまとう。そのまた別の例として、「書一」の天照大神をさす例もくわわる。かくて皇孫と「天神」との結びつきに不利な状況がまずは前提としてあるなかで、天照大神を「天神」と言いかえ、それと対応する「天神之子」を皇孫にあてたことよって、これ以降は、その「天神之子」をもつて皇孫がみずからを称するといつかたちに積極的にかえていったのではないか。

八、皇孫の変容

そのことは、皇孫じたいの変容と不可分のかかわりをもつてであろう。そもそもこの皇孫とは、「本伝」冒頭に「故皇祖高皇産靈尊特鍾_レ憐愛_レ以崇養焉。遂欲_レ立_レ皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊_レ以為_レ葦原中国之主_レ」という、どこまでも「皇祖」にとつての孫であり、それと対応するところにその本質がある。皇孫を降臨させるさい、「真床追彥」をもつて覆うなどの配慮をするのも、「皇祖」という立場と無縁ではなかったはずである。

一方、「書一」の所伝は天照大神を中心に展開する。冒頭に「天照大神勅_レ天稚彦_レ曰、豊葦原中国、是吾兒可_レ之王之地也」というように、「吾兒」（天忍穗耳尊）が天照大神に対応する。この「吾兒」を降臨させるちょうどその時、

皇孫が誕生する。それを伝えるのが次の一節。

時、天照大神勅曰「若然者、方当_レ降_レ吾兒_レ矣」。且將_レ降_レ間、皇孫已生。号曰_レ天津彦彦火瓊瓊杵尊_レ。時有_レ奏曰「欲_レ以_レ此皇孫_レ代降_レ」。

ここに突如「皇孫」とある。この限りでは、天照大神には五子いるのだから、その五人のなかの誰の子か、つまりどの孫かは不明のはずだが、「吾兒」の子であることを暗黙の了解のうちに所伝は展開する。「本伝」の冒頭の記述を、それは確かにふまえている。

皇孫も、だから「本伝」にのつるとはいえ、この「書一」では、天照大神にとつての「吾兒」に代り、その立場・地位等をそのままひきつぐ。そのことが、のちに「天照大神之子」、さらには「天神之子」といった表現に結びつくことは疑いない。そして右に引用した一節の傍線部を、「書二」はほぼそのとおり踏襲している。

（故、時居_レ於_レ虚天_レ而生兒、号_レ天津彦彦火瓊瓊杵尊_レ。因欲_レ以_レ此皇孫_レ代_レ親而降_レ」。

このあと、さながら「書一」の展開にそうかのように、すなわち右の一節のその延長線上に位置するのがかの一夜孕みのくだりの「天神之子」である。皇孫ではありながら、「皇祖」との対応より、むしろ天照大神との関係に強く規定されたありかたを、「書一」から引きうつしていたこと

は推測にたくない。そうである以上、みずからを「天神之子」と称することじたい、変容をとげた皇孫のそのありかたを象徴的にあらわすものであったに相違ない。

九、皇孫から天孫へ

さて、ここでようやく天孫にたちもどることができ。すでに確かめたところをふりかえってみるに、会話文において国神のがわのものが敬意をもつて皇孫をいいかえたものというのが天孫の実態であり、「本伝」〔書二〕ともにそれを一貫させている。ところが、「書四・五」では、地の文、会話文の別なく天孫を専用する。「本伝」〔書二〕のよなものはやいいかえではなく、質的に転換していることさえおもわせるが、しかし、たとえば「書四」の場合、冒頭の表現を、上述の通り「本伝」の「使_レ降_レ之」から「奉_レ降_レ之」に改変しているはずであり、高皇産靈尊より高い待遇を天孫に与えている。天孫を、そうしていれば絶対的に高い敬意をあらわすものとして待遇している点は、やはり「本伝」〔書二〕の皇孫をいいかえた天孫をひきつぐであらう。

ただし、「本伝」〔書二〕の皇孫に対するいいかえというかぎりでは、それはどこまでも国神のがわがあらわす敬意だから、皇孫じたいの身分ないし待遇表現をかえるもので

はありえない。まして高皇産靈尊より高い敬意をあらわすことには、それはとうてい結びつかない。前節に指摘した「天神之子」にちなむ皇孫の変容こそ、「書四」の天孫のありかたをもたらず上に決定的な意味をもっていたとみるのが恐らく自然である。げんに、この「書四」の直後の「書五」は、一夜孕みに関連して「天神之子」の誕生を中心に展開する。天孫はもとより、その所生の子も「天神之子」として伝え、いわば「天神之子」をめぐる所伝といった性格をもつ。ここに到って、天孫は皇孫とのかかわりをほとんどもたない。

十、「書六」と先行所伝

それだけに、系譜を主とする一書（「書七・八」）以外では九段の最後に位置する「書六」は、奇妙というほかない。これまでの一書の流れに逆行するかのように皇孫を多用し、さらにそのなかに天孫もまじえているからである。内容のうえでも、先だって位置する「本伝」および各一書の所伝との違いが目立つが、わけても「云云」の多用（五例）は他に例をみない。「書六」初出の「云云」には「書紀は一書を引用する際、他の異伝にもある記事は省略することがある。この云云はその一例」（日本古典文学大系本161頁頭注一〇）といった説明がある。そうだとすると、独自の内

容だけを、それこそ先行する各所伝に逐一あたつたうえで選択的に残したことになる。

実際は、もちろんそれが全てではあり得ない。「他の異伝にある記事」でも、必要なら、「省略すること」はない。必要の判断を逐一検証することは望めないとはいえ、たとえばすでにとりあげた一節の「是時、高皇産靈尊乃用^二真床覆衾^一、婁^二皇孫天津彦根火瓊瓊杵根尊^一而排^二披天八重雲^一以奉^レ降^レ之^一」には、「本伝」にのつとる〔書四〕を、さらに縮約して襲用したといったあとをたどることができ。それにかぎらず、先行所伝との関係やさらには一書の展開の流れなどをひろくさぐるうえでも、この〔書六〕はきわめて示唆にとむ。その作業をすすめるにあたって指標の役割をはたすのが、くだんの皇孫、天孫である。

まずは皇孫についてみるに、右に引用した一節のなかの「皇孫天津彦根火瓊瓊杵根尊」にかぎっては、上述の通り〔書四〕によるはずの一節全体とは別に、つまりそのなかの「天津彦根光彦火瓊瓊杵尊」が「皇孫」を欠くのは違い、さかのぼって「本伝」の(A)の「皇孫天津彦根火瓊瓊杵尊」に一致する。「皇孫」を神名に冠するそうした表記の仕方だけを、そのもとのかたちにそくしてとりこんだものとかがえるほかないが、「本伝」とのかかわりは、実はそれだけにとどまらない。皇孫の天降りに先だつ葦原

中国の平定をめぐつても、高皇産靈尊を中心に展開するそのありかたをはじめ、「本伝」の所伝と深いかかわりをもつ。そこでも、「皇孫天津彦根火瓊瓊杵尊」〔本伝〕と「皇孫火瓊瓊杵尊」〔書六〕とが対応する。かかわりの実態をみきわめるために、次に〔書六〕の一節を抜き出し、「本伝」のそれに対応する部分とつきあわせてみる。

及^レ至^レ奉^レ降^レ皇孫火瓊瓊杵尊於葦原中国也、^①高皇産靈尊勅^二八十諸神^一曰^二葦原中国者、^②磐根木株草葉、猶能言語、^③夜者、若^レ燂火^一而喧響之、昼者、如^二五月蠅^一而沸騰之、云云。

該当箇所の前半にあたるこのなかでは、(1)に、「本伝」の「高皇産靈尊召^二集八十諸神^一而問^レ之曰^一」が対応する。

その直前の「彼地多有^二螢火光神及蠅声邪神^一」。復有^二草木成能言語^一」に対応するのが、(2)以下である。しかし、

(3)と(4)については、解釈に問題がある。すなわち、(3)と(4)とを全く切りはなす(間に句点をうつ)のが通例なのだけでも、「光神・邪神」と「草木」とに二分する〔本伝〕のそのかたちに、それはとらわれすぎている。新編日本古典文学全集本では、(4)の口語訳のなかに、「夜は瓮の中で焚く火のように邪神が音を立てて騒がしく」というようにわざわざ「邪神」を補ってゐる。

「昼者」以下の訳には、神を補足しない。

それじたい矛盾であるとはいへ、補足するには理由がある。「本伝」がそうであることをふまえ、その一節について、日本古典文学大系本の補注(2・2 草木成能言語・567頁)に「六月晦大祓」の「祝詞」の「如此依志奉志国中荒振神等平神問志問志賜、神掃掃賜比語問志磐根樹立草之垣葉乎語止言」をあげ「磐や木立や草の葉が、物をいうことは、荒ぶる神たちが活動すると同列に取扱われている」といった指摘がある。自然物の言語活動と荒ぶる神たちの活動とがいわばセットの関係にあるとする見方をうながすかのようだが、「書六」の表現の内実は、それとは大きく異なる。すなわち、(3)じたい、「本伝」の「草木」によらず、右の「祝詞」の詞章に通じるかたちをとり、(4)に対してはその主語にたつ。人の「言語」とは異質なそのありかたを、比喩をもって表現したのが(4)である。具体的には、「標火」が「火の飛び散る音を含むと考えられ」(新編日本古典文学全集本当該頭注六・150頁)る以上、そのように「喧響」する夜と、「五月蠅」も音に関連し、そのように「沸騰」する昼との対応から成りたつ。夜昼ともに音にかかわる。「本伝」の「螢火光神」と「蠅声邪神」といった目に見るものと耳に聴くものとの対応を、「標火」「五月蠅」におきかえるとともに夜と昼とに配し、さらにその全体を統一的に音に関連させながら敷衍したも

のとみることができ。

「本伝」のそれに対応する一節は、本来、高皇産靈尊の「吾欲令撥平葦原中国之邪鬼」にむすびつくはずだから、「彼地多有螢火光神及蠅声邪神」に力点をおくであろう。それを切りすてた上で、むしろ副次的な一節を右のように敷衍している。後半にあたる天稚彦の派遣および雉の派遣をめぐつても、その点は同様である。すなわち、天稚彦の派遣にさいして弓矢の下賜はなく、派遣先の葦原中国での国神の女との結婚にも一切言及しない。かわって大写するのが、雌雄に分けた雉である。派遣された雄雉については、「因見粟田・豆田則留而不返。此世所謂、雉頓使之縁也」というさながら起源譚のかたちをとる。「本伝」に対してそれだけ独自の所伝をめぐしているとみるほかになく、だから表現のあい通じる箇所も、次のようにほとんど寥々たるものにすぎない。

- (1) 怪眞久不来報〔本伝〕
至今所以久不来者〔書六〕
- (2) 乃遣無名雉伺之。其雉飛降〔本伝〕
乃遣無名雉往候之。此雉降来〔書六〕
- (3) 如吾防禦者、国内諸神、必当同禦〔本伝〕
蓋是、国神有強禦之者〔書六〕

(4)

其矢洞^ニ達雉胸^ニ而至^ニ高皇產靈尊之前^ニ也 / 中^ニ矢立死^ニ〔本伝〕

中^ニ其矢^ニ而上報^ニ〔書六〕

この(4)の「中^ニ其矢^ニ而上報^ニ」の直後に「云云」があり、そのあとに続くのが、上述の(A)を縮約した一節である。「云云」は、確かにそこが大己貴神相手の葦原中国平定をめぐるくだりにあたるといふ点では、その省略をあらわすには足りないけれども、右のように独自の所伝への志向がつよいだけに、一口に省略といつても、平定をめぐる〔本伝〕〔書一〕〔書二〕のどの所伝のどこまでなのか、見きわめは到底つかない。漠然と想定していたというより、むしろその想定しうるところを積極的に切り捨てることによって、つまりそれすら手段として所伝の独自をめざしていたことをおもわせる。

いいかえれば、それは先行する所伝に対する差違化にはかならないが、一定の範囲内にとどまるとはいえ、独自の内容をめざして積極的になるほか、先行する所伝をいくつかくみあわせることにも意欲をみせる。右に列記したなかでは、(2)が〔書一〕の「使^レ雉往^レ候^レ之^ニ」を参照したことは明らかである。その規模の大きい組み合わせの一つが、降臨後の皇孫と在地の事勝国勝長狭との出会いをめぐるくだりである。それを伝える一節には、〔書四〕が対応する。

その対応の指標となるのが、すなわち「天孫」である。まずは〔書六〕の該当する一節をしめす。

及其遊行之時^ニ也、云云、^①到^ニ于吾田笠狭之御碕^ニ。

遂登^ニ長屋之竹嶋^ニ。乃巡^レ覽其地^ニ者、^②彼有^レ人焉。

名曰^ニ事勝国勝長狭^ニ。^③天孫因問^レ之曰^ニ「此誰国

歟」。^④对曰^ニ「是、長狭所^レ住之国也。然今乃奉^ニ上天

孫^ヲ矣」。

比較のため、右の傍線部に対応する記述を、それぞれ〔本伝〕〔書四〕から抜き出し、次につきあわせてみる。

(1)

到^ニ於吾田長屋笠狭之碕^ニ矣〔本伝〕
到^ニ於吾田長屋笠狭之御碕^ニ〔書四〕

(2)

其地有^ニ一人^ニ。自号^ニ事勝国勝長狭^ニ〔本伝〕
彼处有^ニ一神^ニ。名曰^ニ事勝国勝長狭^ニ〔書四〕

(3)

皇孫問曰^ニ「国在耶以不」〔本伝〕
天孫問^ニ其神^ニ曰^ニ「国在耶」〔書四〕

(4)

对曰^ニ「此焉有^ニ国^ニ。請任^ニ意遊^ニ之^ニ」〔本伝〕
对曰^ニ「在也」。因曰^ニ「随^レ勅奉^ニ矣」〔書四〕

両伝間に違いがある箇所は、右傍に付した○印に明らかな通りほとんどが〔書四〕に一致する。〔本伝〕に〔書四〕がのつとり、その〔書四〕を〔書六〕が引き継ぐという関係を、右の各記述は如実にものがたる。しかも、〔本伝〕から遠ざかるにつれ、所伝が独自を強めるといった傾向を

そこにもみることができ。その端的なあらわれが、「本伝」〔書四〕ともひと連なりにつづく(1)〜(4)に対応する傍線部を除いたところの、すなわち〔書六〕に独自の「遂登長屋之竹嶋。乃巡覽其地者」という一節である。

そのなかの「長屋」は、先行する所伝の(1)の「吾田長屋笠狭」によるであろう。そして一節全体はといえ、たとえ神武天皇条の次の記述(三十一年四月)に類縁をもつ。

皇輿巡幸。因登腋上賺間丘而廻望国状曰「妍哉乎、国之獲矣(以下略)」。

この記述を国見にかかわるとみる従来の見方に対して、むしろ国見や望見といった行為をそのうちを含む巡狩にかかわることをかって指摘したが、これらの類例の一つに、〔書六〕の当該一節も当然加わる。そこで巡狩という観点からあらためてみなおしてみるに、〔書六〕の引用箇所冒頭に「及_レ其遊行之時也」とある。「云云」を介して続く(1)やそのあとの独自の一節は、まさにその「遊行」にちなむ。巡狩との対応といった点では、それは、右の神武天皇条が伝えるなかの「巡幸」にあたる。

偶然の一致などではないはずだから、巡狩のかたちにとり、それらしく表現を新調したのが、あの独自の一節

だったに相違ない。本来、天降った皇孫と在地の事勝国勝長狭との出会いをめぐるくだりは、「覓国行去」〔本伝・書二・書四〕という国覓ぎを主題とする。さればこそ、皇孫が「国在耶以不」〔本伝〕「国在耶」〔書四〕と問い、長狭がそれに「此焉有国」〔本伝〕「是有国也」〔書二〕「在也」〔書四〕と答えるのだが、この国覓ぎをもとに、〔書六〕は巡狩への転換をはかったことになる。これにそくして、(3)の問いと(4)の答えとを、国の領有・支配をめぐるすぐれて政治的な内容にあらためたはずである。

しかしながら、それを正面きつてめざしたわけでは恐らくない。事勝国勝長狭に続いて皇孫の出会いのは大山祇神の二人の女であり、その妹の一夜孕みによって火酢芹命、火折尊(亦号、火火出見尊)が誕生することへ所伝はうつる。九段の一夜孕みをめぐる所伝の基本的方向にそって所伝を展開させているからである。新たな所伝へ脱皮をとげるところまでには、革新はおよばない。これまで同様、ここでもやはり先行する所伝にのつとる。たとえば大山祇神の二人の女という設定は、その名を含め〔書二〕による。大山祇神の女でありながら、天孫が問うなかに「其於_二秀起浪穗之上_一起_二八尋殿_一而手玉玲瓏、織経之少女者、是誰之子女耶」と海に縁をもつ女性であるかのようにこの表現にしても、同じ〔書二〕の、女との出会いを伝える

「遊幸海浜、見二美人」と無縁ではない。その問いとそれに対する答えの一部、「是誰之子女耶。答曰、大山祇神之女等」もまた、「書二」の「汝、是誰之子耶。対曰、妾、是大山祇神之子」をひきつぐものであろう。さらに一夜孕みをめぐる「皇孫因幸豊吾田津姫、則一夜而有身。皇孫疑之」にしても、「書二」の「引而幸之、則一夜而有身」に通じる。しかし、その一方、「本伝」の「皇孫因幸之」にくわえ、「書五」の「天孫幸大山祇神之女子、吾田鹿葦津姫、則一夜有身。(中略)天孫曰、心疑之矣」を参照したことも、実は、否めない。

その輪郭は、しかし明確にふちどるまでもないであろう。あれかこれかどちらか一方の専用ではなく、あれもこれもとりこむ、あるいはくみあわせるといった手法により、そこに所伝の独自性をめざすというのが、「書六」の特徴である。その独自を、一夜孕みをめぐる皇孫の疑いに関連させ、豊吾田津姫の恨みと皇孫の憂えといった新たな方向にさらに展開させている。最後に、憂えた皇孫の「沖つ藻は辺には寄れどもさ寝床もあたはぬかもよ浜つ千鳥よ」という歌をもって所伝をとじる。新たな展開だとはいえ、皇孫を憂えさせるにいたった豊吾田津姫の「恨皇孫不_二与共言_一」という毅然たる態度は、一夜孕みをめぐる皇孫の疑いに起因する。その点、だからその疑いを晴らす行為

〔無戸室〕に入り、そこで火をつけて子を産むこと〕に通じるという以上に、そのいわば一種の異伝としての性格がつよい。

十一、所伝の差違化

それは、いいかえれば、一定の範囲内での差違化にはかからない。雉に焦点をあてたり、あるいは国覺ぎを巡狩に転換したりすること、基本的にはかわりがない。それらでなくても、先行所伝そのままを忠実になぞるくだりはない。先行所伝をふまえながら、それとは違うおのが独自を發揮していたということ、その独自の程度に違いこそあれ、そうした所伝をなしたたせる手法を、「書六」を通して一貫させている。そこに、さらに、先行所伝あるいはその語句を複数くみあわせることもまじえる。その結果を、前節の検討を確かめる意味も含め、次に整理してしめす。

〈皇孫火瓊瓊杵(根)尊〉

葦原中国の平定——〔本伝〕(書一)

皇孫の天降り——〔書四〕(本伝)

〈天孫〉

事勝国勝長狭の国献上——〔書四〕

〈皇孫〉

大山祇神の女、姉妹——〔書二〕

一夜孕み——〔書二〕(〔本伝〕〔書五〕)

豊吾田津姫との不和——右に準じる

〔書六〕全体を、基本の大枠では〔本伝〕をはじめ先行所伝をもとに構成していることは、右に明らかである。それこそが、まさに〔本伝〕に対する〔書六〕の一書たるゆえんである。いわば、〔本伝〕をはじめとする先行所伝から離れるのではなく、それらとのつながりを保ちながら、しかも差違化をはかる、これが所伝を成りたさせる基本的な手法である。

その手法は、なにも〔書六〕に固有のものではない。〔書四・五〕が天孫を専用することじたい、同じ手法によるであろう。〔書二〕に皇孫を「天神之子」として新たに位置づけたことにそくして、〔書二〕では、皇孫みずから「天神之子」と自称する。こうした展開を通して変容した皇孫を引き継ぐのが、〔書四・五〕の天孫にほかならない。小稿がはじめにとりあげた〔本伝〕に対する〔書四〕の改変にしても、前述のとおり、もとをただせばその天孫の専用と一連の関係にある。とりどりに、かくて、一言でいえば差違化をはかっていたことになる。

そうである以上、各一書は、程度の差こそあれ、この差違化とのかかわりにおいて成立してははずである。その点、だから、一書が、独立した文献としてはもとより、記

録としても、〔本伝〕や他の一書とは無縁に、あるいは没交渉のまま存在していたとは考え難い。まして、既存の文献ないし記録類を、〔本伝〕の内容にそくして順にただ並べたのが一書だったわけではない。そのことは、葦原中国の平定や皇孫の天降りを高皇産靈尊の主導でおこなわせるというかたちをとる〔本伝〕に対して、まさに対照的に、それを天照大神が命じることにつくる〔書一〕にも、違いがそれだけきわだって大きいにもかかわらず、当然あてはまる。『古事記』とあい似た内容という点でも注目すべき所伝なので、念のため葦原中国の平定をめぐる一節をとりあげてみるに、

〔本伝〕(高皇産靈尊欲降皇孫君臨此地)故、

先遣我二神、駈除平定。

〔書一〕故、天照大神復遣武甕槌神及経津主神、先行駈除。

ここは、〔本伝〕を〔書一〕が引き継ぐはずだが、そのなかの「駈除」については、右の一節のあとに〔本伝〕が「汝意何如。当須避不」という「避」あるいは後出の「避去」が対応するであろう。同じ文脈のなかでそれにつくる〔書一〕の一文は、「汝将此国奉天神耶以不」という。〔駈除〕に、はたしてこの「奉」が対応するであ

ろうか。

「奉」にかえること、それこそが差違化にはかならないが、次の波線部のとおり、「書二」はそれをそのまま引き継ぐ。

〔書一〕 時、二神降_二到出雲_一、便問_二大己貴神_一曰_レ「汝_三將_レ此国_二奉_二天神_一耶以不_レ」。

〔書二〕 既而_二神降_二到出雲五十田狭之小汀_一、而問_二

大己貴神_一曰_レ、「汝_三將_レ此国_二奉_二天神_一耶以不_レ」。

このうち、「書二」の傍線部は、「本伝」の「二神、於是降_二到出雲国五十田狭之小汀_一。（中略）而問_二大己貴神_一曰_レ」による。ときに「書六」の所伝を通して指摘したくみあわせの手法にもとづく差違化の、その明らかな一例でもある。

十二、〔書三〕および〔書五〕にみる差違化

皇孫の天降りをめぐって中心となる交替についても、すでに指摘の通り「書二」の「欲_レ以_三此皇孫_二代降_上」を、「書二」が引き継ぐ。引き継ぎながら、たとえば五部神を、その名を逐一列記した上で天降りに配侍させたという「書一」に対して、「書二」は大幅に縮約し、「以_三天兒屋命_二・太玉命及諸部神等_一悉皆相授」とだけつたえる。そこに差違化をはかっていることは、疑いをいれない。かくて、先

行所伝をひきつぐなかに、差違化をはかるというのが通例である。一つの手法だといえ、差違化によって「書二」〔書一〕ほかの各一書も成り立つはずだから、原理的にも、一書の成り立ちには差違化がかかわっていたとみるのが筋である。

その確認の意味で、これまで検討の対象からははずしてきた「書三」をとりあげてみる。冒頭に、神吾田鹿葦津姫の三子誕生をめぐる一節をいきなりすすめる。冒頭のその所伝のきりだしかたは、先行する所伝をふまえることを明らかに示唆する。次がその冒頭部分。

初火燄明時生兒、火明命。次火炎盛時生兒、火進命。

又曰_二火酢芹命_一。次避_二火炎_二時生兒_一、火折彥火火出見

尊。_(A)凡此三子、火不_レ能_レ害。_(B)及母亦無_レ所_二少損_一。

関連をもつ先行所伝は二つ、「本伝」と「書二」である。かかわりの度合の上では、後者が主である。すなわち、火炎の状態の三段階のその時々_二に子を生む_一というのが右の一節であり、「書二」と基本的に一致する。表現にしても、たとえば第二子の誕生をめぐる「書二」の「次火盛時生兒」とは、「炎」の有無の違いしかない。

一方、「本伝」のばあい、「始起烟末、生出之兒、号_二火闌降命_一。次避_レ熱而居、生出之兒、号_二彥火火出見尊_一。次生出之兒、号_二火明命_一。凡_三三子_一矣」というように火炎とは

無縁、しかも「生む児」ではなく「生り出づる児」である。

〔本伝〕との距離は、〔書二〕が差違化をはかったその距離をほぼそのままひきついでいることになる。順序としては、だから、まずは〔書二〕の差違化の実態をみきわめるほうが先決である。

〔書二〕の所伝は、鹿葦津姫を、姉の磐長姫とは対照的な女性、つまりは木花開耶姫としたところに特徴がある。親の大山祇神が皇孫の申し出に応え、さし出した二人の女の子のうち、美人の妹をとどめて「引而幸之、則一夜有身」、醜悪な姉を皇孫はつき返す。その処遇に、磐長姫は「大慙而詛之曰」というように呪詛をもって報復する。その直後にあるのが次の一節である。

是後、神吾田鹿葦津姫、見皇孫曰「妾孕天孫之子。不可私生」。

この鹿葦津姫のことはきいた皇孫が、一夜孕みに疑いをもち、子の認知を拒絶することから、その疑いをはらす姫の決死の行為、すなわち「無戸室」に入り火をはなつて子を生むことへ展開する。一夜孕みをめぐる皇孫の疑い以降の展開は、〔本伝〕のそれと基本的には変わりがない。したがって、違いは、一夜孕みに皇孫が疑いをもつ直前までに著しく、その疑いをめぐる一節にそれまでの磐長姫の呪詛関連のくだりをつなげる媒介として位置するのが、右に

引用した一節にほかならない。

いわば、磐長姫を登場させたことにもなう所伝の新たな展開が右の一節を導いたということだから、それはまさに差違化にあたるが、そのなかに鹿葦津姫がいう「妾孕天孫之子。不可私生」にそくして、〔書二〕は「生む児」のかたちに転換したはずである。そしてそのかたちをひきついだのが、上述のとおり〔書三〕である。その前掲一節では、(A)の子に(B)の母を対応させ、そうして、火災のなかで「生児」にもかかわらず、子はもとより、母も無事であったことをいう。「生児」への転換にともない、生むことがせり出てきたことをあえてつたえたものである。〔書二〕に、それはない。〔書三〕の差違化の一例だが、なおまた(A)も〔書二〕にはなく、〔本伝〕の「如実天孫之胤、火不能害」、および三子の出生をつたえたあのまとめの「凡三子矣」による。

この〔書三〕を、今度は〔書五〕が、たとえば(B)を例にすれば、「妾所生児及妾身、自当火難、無所少損」というようにひきつぐ。〔書三〕が地の文で説明したと同じ内容を、当の鹿葦津姫の発話としてつたえているのだから、ひきつぐのは当然だとしても、この〔書五〕は差違化に大きくふみだしている。〔書三〕とのかかわりにか

ぎつて対応する記述を次につきあわせてみる。

初火燄明時、生児、火明命〔書三〕

其火初明時（中略）名火明命〔書五〕

次火炎盛時、生児、火進命〔書三〕

次火盛時、（中略）名火進命〔書五〕

次避_二火炎時、生児、火折彦火火出見尊〔書三〕

次避_二火熱時（中略）名彦火火出見尊〔書五〕

こうして〔書三〕をひきつぎ、誕生した子を三人から四人に増やしながらも、その新たな子の名を、〔書三〕の第三子「火折彦火火出見尊」にちなむ、「火折尊」とする。その一方、右のいづれの（中略）にもあたる「躡誥出見自（亦）言、吾是天神之子」は、〔書三〕の「生児」ではなく、〔本伝〕の前掲一節の「始起烟末、生出之児」や「次避_二熱而居、生出之児」をむしろひきつぐ。〔書五〕の「避_二火熱」は、それをたしかに裏づけてもいる。

そうして〔書三〕〔本伝〕をひきつぎ、かつ組みあわせて上に、右に引用した名告りにひきつづいて、誕生した四子それぞれに「吾父何処坐耶」「吾父及兄何処在耶」「吾父及兄等何処在耶」という問いかけさえつけくわえている。それらは、「躡誥」に対応し、みずからいう「吾是天神之子」にふさわしい資質、すなわち後につたえる「子等復有_二超_レ倫之氣_二」とわかちがたくかわるであろう。「天神之

子」の誕生をめぐる所伝として、それは〔書三〕〔本伝〕に対して差違化をはかったそのたしかならわれの一つだったはずである。

十三、「三国志」裴松之注の特質

差違化とは、ひつきよう異伝をめざす當為にはかならない。それをはかる各種各様のこころみをおして各一書がなりたつていているという点では、一書をめぐる問い、たとえばなぜそれが存在するのかといった問いは、異伝をなぜめざすのか、あるいはなぜそれを必要としたのかを問うことにつながる。端的には、異伝をなぜ次々につむぎだしていたのか、それが問いの核心である。もとより、文献ないし記録類が存在したからなどといった検証不能なことを前提とする立場を、小稿はとらない。一書を多く引載する（「多引_二載_一書_二」）ことについて「釈日本紀」（巻一・開題）のとく次の説にも、だから加担することは到底できないが、

上古之間、好事之家所_レ著古語之書、稍有_二其数_一也。撰_二此書_一之時、雖_レ不_レ尽採用_二而不_レ能_レ弃_一。仍所_二加載_一也。

しかしながら、この直後の「是則裴松之三国志注例也」という指摘は注目にあたいる。「加載」はともかく、一書

が多数併存する事実じたいは、『三国志』の裴松之注にたしかに通じるからである。^(注1)

そこで、『三国志』に裴松之がつけ加えた注に着目してみるに、「上三国志注表」のなかに、付注の方針に言及した記述がある。とりわけ重要なのが、陳寿の『三国志』を評価する一方、「然失在于略、時有所脱漏」という批判を加えた点である。歴史記述の内容あるいは史観には触れず、もっぱら簡略にすぎ、脱漏があることをつく。そうした欠点を補うのが目的とばかり、「務在周悉」。上搜旧聞、傍摭遺逸」という方向をめざし、それをさらに具体的なかたちで敷衍したのが次の一節である。

其寿（陳寿）所不載、事宜存録者、則罔不畢取以補其闕。或同說一事而辭有二乖雜、或出事本異、疑不能判、並皆抄內以備異聞。

陳寿が収載しなかったもので、残すべきは全てとりあげてその欠を補ったというのが一つ、同じ歴史を伝えながら陳寿の記述とは文辞に違いがあるものやあい異なつて是非の判断ができないものなどを、残らずひろいあげ異聞として完備したというのがもう一つ。どちらにせよ、資料、記録の類を尊重し、それらをもって陳寿の『三国志』を補完しようとしたことにかわりはない。

注を、『三国志』という史書を補完するものとして積極

的につみあげていく。いいかえれば、『三国志』の記述を補完する資料・記録の類を本伝に付載するのがその注の内実だから、それじたい、史書の編述に通じるといっても決して過言ではない。『三国志』の本伝に対しては、時に、注が付載する各文献はそれを相対化する意味をもつであろう。本伝と異なる内容を伝えていて、しかも是非の判断がつかねる場合は、次の例のように、

○案此書（献帝伝）称沮授之計、則与本伝違也。

（魏書・董二袁劉伝第六・195頁^(注2)）

○案本伝、邈詣術、未至而死。而此（献帝春秋）云、諫称尊号。未詳孰是。（魏書・呂布臧洪伝第七・222頁）

違うという事実の指摘にとどめる。本伝だからといって、それを絶対視しているわけではない。本伝に対する手厳しい批判も、少なくない。武帝が袁紹と戦ったさいの兵の数を、本伝が「時公兵不滿百万」と伝えるのに対して、さまざまな角度から検証したうえで、「未應如此之少也」「以理而言、竊謂不然」「此兵不得甚少、一也」「是不得甚少、二也」「是不得甚少、三也」と一つ一つ論破し「非其实録也」としてのける（魏書・武帝紀第一・20頁）。批判は、「評」にもおよぶ。一例をあげれば、荀彧を評した「未能充其志也」という一節をとりあげ、

「世の論者」の説をしめし陳寿の批評はそれに同じと断じ、あらためて荀彧の事跡について詳細に論じて「可謂任重道遠、志行義立」、それなのに「評」に「謂之未充」というのは、「其殆誣歟」といつて一蹴する。

厳しい批判は、歴史の事実^にせまろうとする裴松之の強い姿勢を端的にものがたる。本伝に対する批判は、だから当然といえば当然なのだが、注としてあげる文献に対しても容赦ない批判をあびせている。そのなかには、曹操と戦つて敗れた審配を「逃于井中」と伝える二書、樂資の『山陽公載記』と袁暉の『獻帝春秋』に対する次のような批判もある。

臣松之以為、配（審配）一代之烈士、袁氏（袁尚）之
死臣。豈當數窮之日、方逃身子于井。此之難信、
誠為易了。（中略）未能識別然否、而輕弄翰墨、
妄生異端、以行其書。如此之類、正足以誣罔
視聽、疑誤後生。寔史籍之罪人、達学之所不取
者也。（魏書・董二袁劉伝第六・206頁）

審配の人となりからして井に逃げこむことなど信じ難く、そんなことすぐわかることだとした上で、事の是非も識別できないのに軽率に筆を弄し、みだりに異端をなして書物をはやらせた、この類は、まっとうな視聽を無理にあざむき、後の人々を疑わせ、誤らせるものにほかならず、史書

の罪人であり、達学の人は無視するというのが内容のあらましである。事は井に逃げこんだという、歴史の大きな流れからみればまことに些細なことではかないが、そのことは是非に始まり、批判は文献そのものにまで及び、いかに苛烈である。

それが、かりに針小棒大あるいはためにする議論だつたにせよ、いわゆる史料批判といつた点では、事実に対して潔癖なまでに厳格な姿勢で臨んでいたことは疑いをいれない。批判の程度や内容こそ違え、類例は、それぞれ諸処に散見する。本伝に対する以上に、注が引く文献にそうした批判を多く加えている。^(注13) 文献を本伝の注として付載するというただそれだけにとどまらず、付載にあたって史料批判のふるいにかけていたということ、ここに史書を編述することに通じるなみなみならぬ意欲を一層明らかにみることができる。史料批判を通してめざすは、もちろん歴史の事実である。本伝も、史料批判のふるいの外にあるわけではない。

それにもかかわらず、実際には、裴松之が批判あるいは攻撃を加えた記述は、全体のほんの一部にすぎない。それ以外は、少くとも批判あるいは攻撃するまでもないもの、いいかえれば事実^に著しくは反しないものと判断したとみるのが筋である。それらのなかには、たとえば「余書不

見、故載「録之」(魏書・董二袁劉伝第六・195頁)といった例もあるにせよ、『三国志』の本伝にそくして、前述の通りそれを補完するために文献の記述をいくつも付載することは、歴史を一つの観点から唯一の事実として伝えるより、多角的、多面的ないわばひろがりにおいてふちどることをめざしていたことを示唆する。そのことは、しかし、なにもここで大仰に指摘するまでもない。前掲「上三国志注表」の一節こそ、裴松之みずからそれを包括的に表明したものにほかならない。

十四、神代紀のめざした歴史記述

多角的、多面的に歴史をふちどることをなかならず端的にものがたるのが、本伝と異なる内容を伝えた文献である。さきにもその例をあげたが(41頁)、もう少し内容にふみこんで説明をくわえると、荀攸について、かれが参画した董卓暗殺計画が露見して逮捕・投獄されたあとを、『三国志』本伝は「会卓死、得免」(魏書、荀彧荀攸賈詡伝第十・323頁)と伝える。その注には、しかし「魏書云、攸使人説卓、得免。与此不同」とある。結果は同じ助かったことだが、あるいは同じだからなのか、それが董卓の死によるのか、はたまた董卓に対する説得工作によるか、そのいずれが事実なのかについては論評を加えない。

注として付載する文献相互に、伝える内容に違いがある場合も同様である。たとえば、太祖(曹操)がみずからのもとに逃げこんだ劉備を予州の牧に任じたことをめぐって、『魏書』と『傅子』との間には大きな違いがある(魏書・程郭董劉蔣劉伝第十四・433頁)。劉備を始末して禍根を絶つべきだとの進言をうけた太祖がそれを郭嘉に問うと、英雄の名のある劉備を除けば四海の期待に背くことになるとかれは答え、そのことを太祖が評価したというのが『魏書』、これに対して、郭嘉みずから劉備を早く始末すべきだと進言したにもかかわらず、当時の状況から太祖はそれに従うことができなかつたというのが『傅子』、この違いについて、裴松之は「案、魏書所云、与傅子正反也」と指摘するにとどまり、事実関係の詮索はしていない。

もとより、これだけの例をもって全体を推しはかることはできないけれども、多角的、多面的に歴史をふちどるといふ裴松之の方法がたる、まちがいはなくその一例である。いいかえれば、多角的、多面的な歴史のふちどりを方法としたことが、あい反する事実もまたその歴史のあり方の一つとして、その事実をそのまま伝えることに道をひらいたということにほかならない。史料批判に厳しい姿勢を貫く反面、事実との距離だけを唯一の物指しとして所伝をはかる硬直は、そこにはない。

この裴松之の方法を、神代紀の一書は応用して成り立つのではないか。その応用が差違化につながり、差違化を、所伝を成り立たせる手段として、多角的、多面的なひろがりにおいて歴史を記述する、これが一書にたくしたなほらいいだったというのが、小稿のいわば結論である。具体的には、裴松之が注として付載した文献にならない、一書をそれにあてたことになる。それら文献相互の内容上の差違の大きさとは、たしかに一書間の相違は本質的に異なる。差違化といつても、上述の通り一定の範囲内にとどまるという以上に、歴史記述の多角的、多面的ひろがりに、原拠を共にすることにもなう限界があつたからである。過去の実際あつた事実ならぬ、かくあつたものとして歴史をつむぎだすほかなかつた神代史の、それはまた限界でもあつたらう。そしてその神代史という点では、小稿がとりあげた第九段も、それを構成する重要な一角をしめる。右に導いた結論を第九段にかぎる必要はないはずだが、次の第十段についていえば、なお瀬踏みの段階ながら、同じ結論を見通すことが可能である。しかし、実際にその見通し通りなのかといった点をはじめ、今後の検証にまつ問題も、少なくはない。

〔注〕

- (1) 本伝の呼称を使う拠りどころが皆無というわけでは、実はない。『三國志』に注を付した裴松之は、『三國志』の記述をさして「本伝」という。その一例を、小稿(41頁)は引く。そして一書のなりたちに裴松之注がかかるとみるのが小稿の結論。
- (2) 太田氏の著書の同じ箇所を、青木周平氏『日本書紀』海宮遊幸章の一書と歌——本書の視点から——(『太田善麿先生追悼論文集 古事記・日本書紀論叢』47頁)も引用するが、それについて「重要なことは、海宮遊幸章の本書が、諸一書との補完関係により成り立っているという指摘である」という批評を加えたくて、「本書を補完するものとして一書をよみとく必要性があり、その補完のあり方が、構想の問題として具体的に分析されねばなるまい」と説き、その「補完のあり方」を海宮遊幸章の具体例にそくして詳細に分析している。青木氏には、これに先立ち、「本書と一書との関係」についての「研究史と問題点」を簡潔にまとめた論考(第五章『日本書紀』一書論——本書から見た場合——)『古事記研究』594頁)がある。そのなかで、諸一書を統合して本書が成りたつとする太田氏の所説のほか、「統合的性格が一書にも及ぶことを論証した」という中村啓信氏の論にも言及し、「こうなると、一書＝本書の原資料という素朴な見方は成り立ち得ないであろう。むしろそこで問われるべきは、どのような統合原理がはたらいているかということであり、一書の配列順へも視野を広げる必要がある」と指摘する。毛利正守氏『日本書紀』「神代」(『国文学』特集・神話の思想史、平成六年五月号、第三九卷第六号)にも、「どの資料を正文とし、どれを一書とするか」に関連して、資料と編纂者とのかわりをめぐる言及がある(66頁)。

なお、このほか、一書の原史料の復元を試みた山田英雄氏「日本書紀神代巻の一書について」(『日本書紀研究』第十六冊)、また一書の原本およびその成立等について論じた梅澤伊勢三氏「三 神代紀『一書』の性格」(『統記紀批判』)、さらに「『日本書紀』に先立ち、『日本書紀』編纂の史料となった『帝紀』の異伝と考えるべきである」と説く黒須重彦氏「『日本書紀』の『一書』について」(『武蔵野文学』47・5頁)などもある。

(3) 荻原氏は、このあと、「多くの新しい要素の付加によって肥大していった発達の最終段階の姿」の(へ記)や(へ一)の舞台から、(へ本)から(二)までの所伝には登場した「事勝国勝長狭」なる存在が消えていると指摘した上で、「降臨神を迎える者として事勝国勝長狭がなくなった代わりに、猿田毗古神が登場してくることに気付く」(102頁)。この交代を、降臨神を迎える者の変容、「最終的には『天神御子』に対蹠する『国神』に変質する、という変転コースをたどっていることになる」(104頁)とみなす。しかし、(へ一)、すなわち小稿の(書一)がつたえるのは「果如先期、皇孫則到筑紫日向高千穂穗触之峯」という天降りまで、猿田彦神の登場は、どこまでもそれにとりもなうものでしかない。これに対して、事勝国勝長狭は、どれも皇孫(天孫)の天降り後の「寛国行去」において出会う相手として一貫している。全く別の所伝の、別の役割を負う二人に、「変容」「変質」はなじまない。

(4) 「覆」を「オフ」と訓む可能性は、ほとんどゼロに近い。試みに「万葉集」に当たってみるに、「覆」は「オホフ」と訓むのが通例。それを「オフ」と訓み改めるべき例があることを完全には否定できないとはいえず、「オホフ」の正訓字として定着していたことは疑いない。ちなみに、「オフ」の例は、『古事記』

雄略天皇奈の歌に「新嘗屋に生ひ立てる楓が枝は上つ枝は阿米袁淑弊理」以下、「阿豆麻袁淑弊理」「比那袁淑弊理」などがある。

(5) 山田宗睦氏「日本書紀史注」巻第二に「第八段本文には、真床追衾が有り、五部神と神勅が無く、この点は第四・六の一書に従ったことがわかる。」(87頁)と説く。「天孫降臨神話に必要な道具としての随従する神々(特に五部神——榎本補筆)や神勅のことを全く欠いている」ことをもって、これに該当する「本伝」(書四)(書六)を一括して(A)型とし、「皆揃っている」ところの「記」(書二)の(B)型に対し、「この(A)型の神話群はそうした古い姿をとどめた伝承なのである」とみなす守屋俊彦氏「天孫降臨神話の構図」(『記紀神話論考』以上282・286頁)を承け、この守屋説の区分が真床追衾の有無にそくした区分と重なることを指摘したうえで導いたのが、山田氏の所説である所伝の一部記述の有無だけを楯に、「従ったことがわかる」わけではない。

(6) 注(5)所引の守屋氏の論考に、真床追衾を物忌みの道具であるとして「すれば、それは天岩屋戸と関係があるところではなく、全く同一のものであることになる」と説き、「(書四)の(A)(B)の記述にそくして「天孫降臨神話のこの部分は天岩屋戸神話と全く同じ内容を持ったものとなろう」(286頁)という。たしかに無縁ではないが、そこまで言いきれるのか。

(7) 山田宗睦氏「日本書紀史注」巻第三(36頁以下)に、「皇孫」「天孫」の用例を簡潔に整理してある。「Ⅱ皇孫」には、「(一)もちろん皇孫はニニギのこと」につづいて「(二)(34)(35)だけが例外でヒコホデミ」という指摘がある。「(34)(35)は、第十段(書四)の例だが、同(書二)にも同じ例がある。例外というだけではすまない。

(8) 当該用例にそくして、すでに「天神」が「皇孫」(瓊瓊杵尊)を指示する用例である」という明確な指摘が青木周平氏(注2)所引著書(43頁)にある。

(9) この「天神之子」は、「天神」が天照大神のいいかえであることをはじめ、「古事記」がつたえる「天神御子」に通じる。その「天神御子」については、「天神之御子」との違いやそれのモデルとみなしうる中国古典の例とのつきあわを含め、拙稿(「古事記」が伝える天神御子とはなにか)「京都語文」第四号)に論じている。

(10) 拙稿「国見から巡狩へ、呪縛を解くこころみ」(「京都語文」第三号)。

(11) 裴松之注を利用した確実な例に、孝徳紀大化二年二月条の「管子曰」以下の一節がある。小島憲之先生「上代日本文学と中国文学」上に「述作者はこの注本の三国志によったことがわかる」(349頁)との指摘があり、この驥尾に付いて論じた拙稿「日本書紀出典考」(「佛教大学研究紀要」第65号)もある。なお、太田善磨氏「第五章 日本書紀歌謡の一考察」(「古代日本文学思潮論(Ⅲ)——日本書紀の考察——」255頁)のなかに、齊明天皇六年是歳条の記述について「事実の忠実な記録とするのにふさわしくないものであるが、この部分を見て思いあわされるのは」として、裴松之注所引の文献の一節を掲出し、「それは裴松之集注の三国志に接したことのある史官の筆によって記定されたものであった可能性がきわめて濃厚であると考えられる」という。「三国志」本伝の利用は積極的であり、雄略天皇九年三月条の一節の頭注(「日本古典文学大系本、一三」)に「雄略・継体・欽明・孝徳・天智紀は、三国志の呉志・魏志を利用することが多い」と指摘する。

(12) 頁数は、中華書局出版「三国志」(全五冊)による。

(13) 念のためその一部の例を拾い出してみるに、謝承「後漢書」の記述に対して「此皆誣罔不通之甚者」(魏書、董二袁劉伝第六・180頁)、「献帝春秋」の記述に対して「此語、妄之甚矣」(同前・190頁)、「魏氏春秋」の記述に対して「皆非二事実二」(同、呂布臧洪伝第七・232頁)、「典略」の記述に対して「慕と勢之言、為_レ不然也」(同、荀彧荀攸賈詡伝第十、309頁)、「晋紀」(「普陽秋」)の記述に対して「二書所_レ云、皆為_レ非也」(同前・321頁)などの批判を加える。なお、関連して補足すれば、宮岸雄介氏に「裴松之の史学観」と題する論考(「早稲田大学大学院 文学研究科紀要」四二、第一分冊)がある。その最後に「歴史を論じる前提条件として、実録を重視した史書の叙述方法、更には考証学的な方面の発展をも促した」というように裴松之の「史学的方法論」に対する高い評価を付す。